第 ３ 次

伊賀市人権施策総合計画

2017(平成29)年12月

伊　　賀　　市

はじめに

「人権」とは、「すべての人々が生命と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利」、「人間が人間らしく生きる権利で、生まれながらにもっている権利」であって、日常的な社会生活を送る上で、他者から排除されたり差別されたりしないことです。

本市では、「伊賀市における部落差別をはじめとするあらゆる差別の撤廃に関する条例」や「伊賀市人権尊重都市宣言」の理念に基づき、市民一人ひとりが自らの人権意識を高め、お互いの人権を尊重する、明るい市民社会の実現に向けて取り組んでまいりました。

しかし、社会の中で依然として差別意識は解消されておらず、さらには情報化社会の進展に伴ってインターネット上で生じる差別事件・人権侵害事象が後を絶ちません。また昨年は、国において３つの差別の解消を目的とした法律が施行されるなど、社会に残る差別意識の解消に向けて、大きな動きがありました。

本市においても、差別や排除がなく、すべての人の人権が守られ、多様性が尊重される社会意識を醸成していく必要があり、社会参画や自己実現の機会が保障され、安心安全で自分らしく暮らせる人権尊重のまちづくりに向け尽力していきます。

2014(平成 26)年度に実施した「人権問題に関する市民意識調査」結果や第２次伊賀市人権施策総合計画で取り組んできた成果と課題を踏まえ、第３次伊賀市人権施策総合計画を策定しました。基本的に第２次計画の内容を踏襲しつつ、当事者及び関係団体の声や意見を検討し、法律の制定や改正をはじめとする社会情勢の変化に配慮しながら、今日的な人権に関する諸課題に対応できるよう市の各種計画との調整を図ってまいりました。

計画の推進にあたっては、行政施策だけでなく、住民組織、企業・事業所、ＮＰＯ団体などの多様な主体と連携・協働し、それぞれが主体的に取り組むことが不可欠であり、市民の皆様の一層のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

おわりに、本計画の策定にあたり、計画をご審議賜りました人権政策審議会委員の皆様をはじめ、貴重なご意見・ご提言をお寄せくださいました市民の皆様に心から感謝申し上げます。

2017（平成29)年 12 月

伊賀市長　岡　本　　栄

■目　　次■

第１章　計画の基本的な考え方

１　計画策定にあたって　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1
⑴ 計画策定の背景　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1
⑵ 計画策定の経緯　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　7
⑶ 第2次計画における取組の成果と第3次計画の課題　・・・・・・・・　8
２　計画の位置づけと他計画との関係　・・・・・・・・・・・・・・・・・　19
⑴ 計画の位置づけ　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　19
⑵ 他計画との関係　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　19
３　計画の基本理念　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　21
⑴ 基本理念　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　21
⑵ 取り組むべき施策　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　21
４　計画の基本的視点　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　23
５　計画の推進と進行管理　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　24

第２章　人権に関する市民意識の現状と課題

１　人権問題に関する市民意識調査にみる課題　・・・・・・・・・・・・・　26
⑴ 人権や差別に関する意識　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　27
⑵ 同和問題に関する意識　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　28
⑶ 子どもの人権に関する意識　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　32
⑷ 女性の人権に関する意識　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　32
⑸ 障がい者の人権に関する意識　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　35
⑹ 高齢者の人権に関する意識　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　39
⑺ 外国人の人権に関する意識　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　40
⑻ さまざまな人権に関する意識　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　44
⑼ インターネット上の人権侵害　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　48
⑽ 企業の社会的責任　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　49

第３章　人権施策の展開方向

人権施策とは　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　52
施策分野１　人権意識の高揚のための施策　・・・・・・・・・・・・・・・・　54
⑴ 多様な人権課題に関する取組の充実　・・・・・・・・・・・・・・・・・　54
⑵ あらゆる場や機会を通じた人権教育・啓発の推進　・・・・・・・・・・　55
⑶ 人権にかかわりの深い職業従事者に対する人権教育・啓発の推進　・　59
⑷ 指導者の養成　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　62
施策分野２　人権擁護と救済のための施策　・・・・・・・・・・・・・・・・　64
⑴ 人権侵害の発見や防止体制の確立　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　64
⑵ 人権相談や人権侵害報告から人権課題別の差別ガイドラインの作成・　67
⑶ 人権相談体制の充実と人権救済・支援体制の構築　・・・・・・・・・・　67
施策分野３　人権が尊重されるまちづくりのための施策　・・・・・・・・・　72
⑴ 多様な主体との協働の推進　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　72
⑵ ユニバーサルデザインの理念の普及と市民参加の推進　・・・・・・・　74
⑶ 社会参画の機会の確保と誰もが幸せに暮らし続けるためへの支援　・　75
⑷ だれもが住みよいまちづくりの推進　・・・・・・・・・・・・・・・・・　78
⑸ 人権尊重の視点に立った行政の推進　・・・・・・・・・・・・・・・・・　81
施策分野４　人権課題の解決に向けての施策　・・・・・・・・・・・・・・・　83
⑴ 同和問題　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　83
⑵ 子ども　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　87
⑶ 女性　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　90
⑷ 障がい者　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　93
⑸ 高齢者　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　97
⑹ 外国人　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　101
⑺ 性的マイノリティ　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　103
⑻ インターネットによる人権侵害　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　105
⑼ さまざまな人権課題　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　107
計画推進にあたっての数値目標　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　115